

## 大和市企業活動振興条例 逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、企業活動の振興についての基本理念、市の責務、企業の役割及び施策の基本となる事項を定めることにより、企業活動の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### 【解説】

- ・この条例は、大和市の企業活動振興に対する意思を明確にし、施策の進行を図るものであり、操業継続や企業誘致、創業支援などを推進していくうえでの基本的な市の考えを明らかにし、企業活動を振興するための奨励措置について定めています。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利を目的として本市に事業所を設け、又は設けようとする法人又は個人をいう。
- (2) 立地 企業が、市内において固定資産の取得又は賃借をして新設、増設、移設、建替え又は設備投資をすることをいう。
- (3) 新設 市内に事業所を有しない企業が、市内において新たに経営を開始するために事業所を設けることをいう。
- (4) 増設 市内に事業所を有する企業が、経営規模の拡大を図る目的で事業所の範囲を広げることをいう。
- (5) 移設 市内に事業所を有する企業が、経営規模の拡大を図る目的で既存の事業所を市内の別の場所に移転することをいう。
- (6) 建替え 市内に事業所を有する企業が、経営規模の拡大を図る目的で既存の事業所を同一敷地内で建て替えることをいう。
- (7) 設備投資 市内に事業所を有する企業が、経営規模の拡大を図る目的で事業所の設備を拡大し、又は更新することをいう。
- (8) 投下資本額 企業が立地をするために要した費用の総額から国、他の地方公共団体その他公共的団体からの補助金として交付される額を控除したものをいう。

## 【解説】

- ・この条例において使用される用語の定義について定めた規定です。

### <第1号「企業」について>

- ・「企業」とは、営利目的で大和市内に事業所を持つ法人又は個人で、これから大和市内に事業所を設置しようとする者も含まれます。

### <第2号「立地」について>

- ・「立地」とは、「企業」が大和市内において、建物、設備などの固定資産（土地を除く。）を取得又は賃借し、次号以降で定める「新設」、「増設」、「移設」、「建替え」又は「設備投資」を行うことです。

### <第3号「新設」～第7号「設備投資」について>

- ・「新設」、「増設」、「移設」、「建替え」、「設備投資」については、大和市内の既存事業所の有無や対象となる行為により、次のとおり定めています。

用語	大和市内の 既存事業所	対象となる行為
「新 設」	なし	大和市内において新たに経営を開始するため、事業所を設ける。
「増 設」	あり	経営規模の拡大のために、大和市内において事業所の範囲を広げる。
「移 設」		経営規模の拡大のために、既存事業所を大和市内の別の場所に移転する。
「建 替 え」		経営規模の拡大のために、既存事業所を同一敷地内で建て替える。
「設備投資」		経営規模の拡大のために、既存事業所の設備を拡大し、又は更新する。

### <第8号「投下資本額」について>

- ・「投下資本額」とは、「立地」にかかった費用総額から、国や他の地方公共団体などの補助金を除いた金額です。

(基本理念)

第3条 企業活動の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 企業活動が地域社会において重要な役割を果たしていることに鑑み、市内企業の経営継続並びに本市の特性を生かした企業の誘致及び創業が推進されること。
- (2) 企業における働きやすい職場づくり及び従業員の健康づくり並びに地域貢献の取組が推進されること。
- (3) 企業及び市が協力し、連携して行われること。

【解説】

- ・大和市の企業活動を振興するうえで基本となる考え方を定めた規定です。
- ・企業活動の振興にあたっては、市内企業の経営継続や企業誘致、創業が推進されること、また、企業に雇用されている従業員が働きやすく健康を増進できるような職場づくりや、地域貢献が推進されること、企業と市が協力、連携して行うことを基本理念として定めています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、企業活動の振興に関する施策を総合的に推進しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の推進に当たっては、本市の特性を踏まえるとともに、企業、国、他の地方公共団体、関係団体、市民等と協力しなければならない。

【解説】

- ・第3条の基本理念で、企業と市は協力、連携することを掲げています。第4条は、市の役割を示す規定です。
- ・市は、様々な施策とのバランスを考慮し、地域の特性を踏まえ、企業や市民、関係機関と協力して、企業活動の振興に関する施策を推進することを役割としています。

(企業の役割)

第5条 企業は、基本理念にのっとり、経営基盤の強化及び就業環境の改善に努めるものとする。

2 企業は、市が実施する企業活動の振興に係る施策に協力するよう努めるものとする。

3 企業は、周辺地域との調和を図り、災害時の対応等、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

【解説】

- ・第3条の基本理念で、企業と市は協力、連携することを掲げています。第5条は、企業の役割を示す規定です。
- ・企業は、市が実施する企業活動の振興に係る施策に協力するとともに、周辺地域との調和や災害時の対応等において、安全で安心な地域社会の実現に寄与するよう努めることを役割としています。

(奨励措置)

第6条 市長は、企業活動の振興を図るため、次条の要件を満たす企業に対し、奨励措置として予算の範囲内において奨励金を交付するものとする。この場合において、次項第1号から第3号までに掲げる奨励金は、5年以内に分割して交付することができる。

2 前項の奨励金の対象及び内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 新規立地奨励金 新設する企業に対して交付するもの

(2) 事業拡大奨励金 第8条の規定による事業計画の提出時点において、市内において継続して3年以上事業を行っている企業であって、増設、移設又は建替えを行うものに対して交付するもの

(3) 設備投資奨励金 第8条の規定による事業計画の提出時点において、市内において継続して3年以上事業を行っている企業であって、設備投資を行うものに対して交付するもの

(4) 投資促進奨励金 前3号に掲げるいずれかの奨励金の交付を受けた企業に対して当該企業が新規に取得した当該立地に係る固定資産（土地を除く。）に課せられる固定資産税及び家屋に課せられる都市計画税それぞれの相当額を合算した額に応じて交付するもの

(5) 賃貸オフィスビル等入居奨励金 市内の賃貸オフィスビル等のうち、床面積1,000平方メートル以上を新たに賃借する企業であって、1年以上当該賃貸オフィスビル等で事業を行ったものに対して交付するもの

(6) 健康企業奨励金 第8条の規定による事業計画の提出時点において、市内において継続して3年以上事業を行っている企業であって、従業員の健康増進に取り組んでいるとして市長が認定したものに對して交付するもの

3 前項の奨励金の算定基準、上限額等は、別表のとおりとする。

【解説】

- ・市は、各要件を満たす企業に対して、予算の範囲内で奨励金を交付します。
- ・新規立地奨励金、事業拡大奨励金、設備投資奨励金については、奨励金額が1千万円を超える場合には、5年以内に分割して交付します。
- ・奨励金の内容、算定基準、上限額は、次のとおりです。

奨励金の種類	対象	金額	要件	上限額	期間等
①新規立地奨励金	市内に事業所を有しない企業が、市内において新たに経営を開始する場合に交付します。	新規取得した土地を除く固定資産の固定資産税及び都市計画税見込額の6倍 (ロボット産業にあつては、12倍)	投下資本額 1千万円以上	1億円 (ロボット産業2億円)	1回
②事業拡大奨励金	市内で継続して3年以上経営している企業が、事業の拡大のために、市内において事業所を増設又は既存事業所の移設・建替えを行う場合に交付します。			1億円 (ロボット産業2億円)	都度
③設備投資奨励金	市内で継続して3年以上経営している企業が、事業の拡大のために、事業所の設備を拡大し、又は更新する場合に交付します。			5千万円 (ロボット産業1億円)	都度
④投資促進奨励金	上記①～③のいずれかの交付を受けた企業に対して、当該立地のために新規取得した土地を除く固定資産の固定資産税及び都市計画税相当額に応じた額を交付します。	新規取得した土地を除く固定資産の固定資産税及び都市計画税相当額の1/2	①～③の奨励金を受けた企業		3年間
⑤賃貸オフィスビル等入居奨励金	市内の賃貸オフィスビル等において、床面積1,000㎡以上を新たに賃借し、1年以上経営した企業に対して交付します。	賃料の1/2	1,000㎡以上 (当該物件等で1年以上経営)	月額50万円 (年額600万円)	1回 (1年分)
⑥健康企業奨励金	市内で継続して3年以上経営している企業で、国の健康経営優良法人認定制度の認定を受けた企業	100万円	経済産業省が制定した「健康経営優良法人認定制度」の認定を受けた企業	—	1回

(奨励措置を受けることができる企業の要件)

第7条 前条の奨励措置を受けることができる企業の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれかの事業を行う企業であること。

ア 製造業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類Eに分類されている事業をいう。）

イ 情報通信業（日本標準産業分類に掲げる大分類Gに分類されている事業をいう。）

ウ 自然科学研究所（日本標準産業分類に掲げる小分類711に分類されている事業をいう。）

(2) 投下資本額が10,000,000円以上であること（前条第2項第5号及び第6号に掲げる奨励金を除く。）。

(3) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

#### 【解説】

- ・奨励措置の対象となる企業の業種は、製造業、情報通信業、自然科学研究所です。
- ・新規立地奨励金、事業拡大奨励金、設備投資奨励金の対象となる投下資本額について定めています。
- ・国税、都道府県税及び市町村税の滞納がある場合は、奨励措置を受けることができません。

(事業計画の認定)

第8条 第6条の奨励措置を受けようとする企業は、あらかじめその対象となる事業に係る計画（以下「事業計画」という。）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の提出があったときはその内容を審査し、認定の適否を決定するとともに、その旨を当該企業に通知するものとする。

3 前2項の規定により認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）は、速やかに事業計画に係る事業に着手しなければならない。

#### 【解説】

- ・奨励措置を受けるためには、対象となる事業に関する事業計画を市に提出し、認定を受けた後に、その事業に着手する必要があります。
- ・事業計画の提出時に必要な書類は、「大和市企業活動振興条例施行規則」で定めています。

(経営継続義務)

第9条 認定企業は、奨励金の交付を受けた日（第6条第1項後段の規定により、奨励金を分割して交付することとした場合は、最後に交付された日）から5年以上市内において経営を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

【解説】

- ・事業計画の認定を受けた企業は、奨励金の交付を受けた日（奨励金を分割して交付する場合は最後に交付された日）から5年以上、市内で経営し続ける必要があります。

(認定の取消し等)

第10条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第7条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第8条の認定を受けるに当たり、虚偽又は不正な行為が明らかになったとき。
- (3) 前条に規定する経営継続義務に違反したとき。
- (4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した企業に対し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

【解説】

- ・事業計画の認定を受けた企業が、奨励措置を受けるために必要な要件を満たさなくなったとき、虚偽や不正行為により認定を受けたことが判明したとき、第9条に規定する経営継続義務に違反したときなどは、市はその認定を取り消すことができます。
- ・市は、認定を取り消された企業に対し、交付済みの奨励金の全部又は一部を返還させることができます。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・第6条に定める奨励金の申請や第8条に定める事業計画の提出時に必要な書類など、この条例の施行に必要な詳細事項は「大和市企業活動振興条例施行規則」で定めています。